

## 福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託仕様書

この仕様書は、福山市人権交流センター（以下「センター」という。）の「業務委託契約書」に規定する委託業務について、その大要を定める。

なお、業務委託仕様書に記載のない業務で本事業に必要と認めるものは、事前に発注者と協議のうえ業務を実施すること。

### 1. 基本事項

- (1) 受注者は、福山市人権交流センター条例に基づき業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に市長へ提出すること。従事者の異動があるときも同様とする。
- (3) 従事者の交代時は、業務連絡を緊密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (4) 従事者は、業務時間中は委託業務に専念し、委託業務以外の業務をしてはならない。
- (5) 従事者はセンターの設置目的を認識し、常に研鑽を積み、受託業務によってより多くの市民の人権意識の高揚が図られるよう努めなければならない。
- (6) 施設設備及び備品について、受注者の過失等により破損させた場合は、すみやかに発注者に報告し原状に復すること。
- (7) 事業を開催する場合は、効果的な広報手段等を用いて広く周知すること。
- (8) 受注者は、市長の指示に従い事業実施計画書、実施報告書、年間実績報告書を作成し提出すること。
- (9) 施設、設備、備品等の事業実施条件、実施環境については現状のもので対応することとし、原則として事業実施にかかわっての新たな条件整備、環境整備等はおこなわない。  
ただし、施設等の設置目的や他の者の利用条件等を損なわない範囲において、市長が事業実施のために適当と認める整備等を、受注者がおこなう場合にはこの限りではない。
- (10) 事業実施にあたっては、記録ビデオ、写真等により、事業の実施内容がわかる記録を残すこと。
- (11) 受注者が無償で使用できる設備、備品等は別記のとおりする。

### 2. 委託業務内容

基本的人権尊重の精神に基づき、さまざまな人権課題の解決に係る市民の交流を促進するとともに、人権擁護及び人権啓発を促進し、人権文化が根づいた社会を実現するため、次の業務を実施する。

#### (1) 人権啓発業務

##### ア 人権に関する全市的な啓発イベントの開催

- ・ 啓発イベントに関しては、原則として全市民を対象とした全市的なイベントを年2回以上実施すること。
- ・ センターの設置目的に鑑み、施設を有効かつ適切に活用したイベント実施に努め

ること。ただし、実施場所はセンターに限らず、他の施設、場所等を利活用したのも可能であるが、人権啓発という事業の趣旨・目的が正しく認識されるものとする。

- ・ 「ふくやま人権・平和フェスタ」の開催は必須とし、福山市における「人権週間記念の集い」に位置付け実施すること。
- ・ イベントの実施内容、方法及び形態については特に定めないが、参加者の体験・交流等が図られ、効果的な啓発がおこなわれるように努めること。また、多種多様な実施形態、感性に訴えるような啓発など、既存の手法にとらわれない斬新的な手法の考案にも努めること。
- ・ センターで事業実施する場合の電気料等の光熱水費については、市が負担するものとする。ただし、他の場所で実施する場合にかかる会場使用料、電気料等の実費については、原則として受注者が負担すること。

#### イ センター内の常設展示コーナー（1階ロビーに3か所）への企画・常設展示

- ・ さまざまな人権課題や現代的課題を取り上げ実施するものであること。
- ・ 1展示期間は概ね3～4週間程度とし、施設利用者をはじめ多くの市民等が鑑賞できるように配慮すること。
- ・ 鑑賞者の啓発や学習意欲の高まりにつながるものとなるよう、内容・方法等の工夫に努めること。
- ・ 企画展は、組み立て式の展示パネル等の活用も含め、鑑賞しやすく学習しやすい内容・方法となるよう考慮すること。
- ・ 施設利用者や展示コーナーへの来館者等に対して、展示内容の紹介を行うこと。

### (2) 人権情報収集・発信業務（常時）

#### ア 人権情報収集

人権に関する図書、新聞及びインターネットモニタリング等により、情報収集を行い、啓発イベントや展示などに活用するなど、人権啓発に努めること。

#### イ インターネット掲示板の監視

- ・ インターネット上の差別書込みの検索を行い、重大な人権侵害や差別を助長するような書込みの検索を行う。
- ・ 差別書込みを発見した場合は、センター所管課（多様性社会推進課）へ報告すること。
- ・ 検索は毎日行い、検索時間、その他報告事項は日誌へ記載すること。

#### ウ 保有図書・資料の整理及び利用促進

- ・ 図書室、情報コーナーの図書・資料の整理及び利用促進を図ること。
- ・ 図書の貸出に関すること（管理・貸出件数報告）。

#### エ 人権交流センターニュースの作成、配布

- ・ 内容については、さまざまな人権課題に対する理解と認識が深まるものとする。また、施設の紹介や事業紹介、講座・イベント等の紹介、登録利用団体の活動

紹介、現代的課題に関する記事なども積極的に取り上げ、写真等も組み入れるなど、読みやすく、親しみやすいものとなるよう工夫すること。

- ・ 出来上がりサイズはA4判とし、発行は年3回以上とし、関係機関、団体等へ配布すること。
- ・ 配布にあたっては、市行政関係機関については庁内遞送便とし、関係団体等については原則として郵送等の手段によること。この場合、郵送等にかかる経費については受注者が負担する。
- ・ 紙質、印刷方法は特に指定しない。ただし、文字、写真等が見やすく読みやすいものとし、長期の保管に耐えうると判断されるものとする。

### (3) 団体交流室の運営業務

ア 別紙「福山市人権交流センター団体交流室設置要項」に基づき運営すること。

- ・ 登録団体と市民との交流促進を図る
- ・ 団体登録申請書の受付
- ・ 複写機の管理
- ・ その他利用者管理に関すること

イ 人権交流センター団体交流室利用者協議会に関する事務

別紙「福山市人権交流センター団体交流室利用者協議会会則」のとおり

### (4) その他業務

ア 業務委託に伴う業務日誌及び各種報告書等、文書ファイルの作成、提出と管理、保管

イ 委託事業実施にあたって、センター所管課（多様性社会推進課）、センター主事及び関係機関等との日常的な連携を図ること。

ウ 統計データの整理（月末整理）

委託事業の実施にかかる事業参加者（施設来館者）数

エ 市へのフィードバック等

- ・ 委託業務を実施する上での改善点や気付き等について、市担当者との調整
- ・ 必要に応じて連絡会議を開催すること（市が必要と判断した場合も同様とする。）。

## 3. 委託業務従事条件及び従事者の服務

(1) 業務場所、業務日及び業務時間帯は、次のとおりとする。ただし、啓発イベントの実施等による業務日及び業務時間帯の変更及び延長等は発注者と受注者協議のうえ変更する場合がある。

業務場所：福山市人権交流センター（福山市佐波町262番地3）

業務日及び業務時間帯：（平日）8時30分から17時15分まで ※休館日を除く

(2) 従事者数は2人以上とし、前号の業務日及び業務時間帯において、センターに常時1人以上配置するものとする。

(3) 従事者は、それぞれが業務を補完しあうこと。

※ 前項の委託業務内容のうち（１）、（２）、（３）の企画実施に２人以上、（４）は（１）、（２）、（３）に付随する業務として補完し合う。

（４）従事者は、各自担当業務に精通するとともに、従事中は必ず名札を着用すること。

#### 4. 事業効果の検証

各事業の実施にあたっては、アンケートなどを取り、事業実施後、成果と課題を明らかにすること。

#### 5. 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から翌年３月３１日までとする。

（別記）無償で使用できる設備、備品等

品名	規格等	備考
空調	冷暖房	使用期間、設定温度については別途協議
事務机		４台
事務イス		４脚
電話		（事業実施に伴う用途に限る）
ファクシミリ		（注１） //
複写機		//
イベント用音響機器		//
イベント用照明器具		//
展示用パネル	90×180 組立式	20枚程度 //
スチール書架		//
その他一般事務用品		//

※上記以外の備品等に関しては原則として受注者負担とする。ただし、上記に記載がない備品等で、市において無償で提供することが可能な備品等についてはその都度協議し判断する。

（注１）ファクシミリの使用については、「福山市事務用ファクシミリ取扱要綱」に基づき使用すること。

#### 6. 支払時期及び予定額

	支払予定額
第１期（４月）	円
第２期（７月）	円
第３期（10月）	円
第４期（１月）	円

## 福山市人権交流センター団体交流室設置要項

### (目的及び設置)

第1条 福山市人権交流センター条例（以下「条例」という）第3条1号に規定する事業推進のため、福山市人権交流センター内に団体交流室（以下「交流室」という）を設置することについて、条例及び条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (登録手続)

第2条 交流室を利用しようとする団体は、あらかじめ所定の団体登録申請書を市長に提出して、その承認を受けるものとする。

### (登録基準)

第3条 市長は、次の各号すべてに該当するときは、団体の登録を承認するものとする。

- (1) 基本的人権尊重の精神に基づき、さまざまな人権問題の解決に向けて啓発活動及びボランティア活動等を行う団体である。
- (2) 複数の会員で構成し、会則を定め、代表者及び事務所所在地が明確な団体である。
- (3) 広く市民に対して活動を紹介し、市民の入会に当たって正当な理由なくこれを拒まない団体である。
- (4) 宗教活動、政治活動及び営利活動を目的としない団体である。

2 次に該当するときは登録を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利用になると認められるとき。
- (4) その他、設置目的に照らして市長が不相当と判断したとき。

### (登録の変更)

第4条 登録をした団体は、登録内容に変更を生じたときは、市長に対してその内容をすみやかに申し出ること。

### (登録取消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は利用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 利用者が条例、条例施行規則及びこの要項の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が詐欺その他不正の行為により登録の承認を受けたことが判明したとき。
- (3) 前条第2項各号のいずれかに該当する事由が判明又は発生したとき。

### (利用調整)

第6条 交流室の利用に係る調整は、交流室登録団体で構成する団体交流室利用者協議会において行う。

### (目的外利用の禁止)

第7条 利用団体は、第1条の目的以外に交流室を利用し、または転貸してはならない。

2 利用団体は、交流室を専用の事務所として利用してはならない。

### (原状回復義務)

第8条 利用団体は、利用後は机・椅子等の整頓及び清掃を行うなど、現状に復さなければならない。

### (損害賠償)

第9条 故意又は過失により交流室及び付属設備等を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

### 附則

この要項は2004年3月3日から施行する。

## 福山市人権交流センター団体交流室利用者協議会会則

### (名称及び構成)

第1条 本会は、福山市人権交流センター団体交流室利用者協議会と称し、福山市人権交流センター団体交流室（以下「交流室」という。）へ登録した団体を代表する者をもって構成する。

### (目的)

第2条 本会は、交流室の運営における協議機関としての役割を果たすとともに、さまざまな人権問題の解決に向けた団体相互の交流促進を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

- (1) 定期的な利用調整会議等の開催
- (2) 関係機関との連携
- (3) その他必要と認める事項

### (役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 監事 1名

### (役員を選出)

第5条 本会の役員は、会員の互選により選出する。

### (任期)

第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

### (オブザーバー)

第7条 本会に、オブザーバーとして福山市人権交流センターを所管する部署の職員を置く。

### (事業年度)

第8条 4月1日より3月31日までを1事業年度とする。

### 附則

この会則は、2004年5月14日から施行する。

第4条2を事務長から監事に変更し、2014年4月1日から実施する

第8条を追加し2014年4月1日から実施する。